

質屋を装ったヤミ金融にご注意ください！！

質屋を装って高金利でお金を貸すいわゆるヤミ金融による被害が全国で相次いでいます。

ターゲットは主に年金受給者で、年金支給日に口座から返済金が自動に引き落される仕組みになっています。返済が確実に実行されて質流れすることはないため、ほとんど価値のない品物が質入れされています。

質屋の貸付金は貸金業よりも高い金利が認められているため、質屋を装って年金口座から確実に返済させる方法で営業していると考えられます。

☆アドバイス

利用者は、最初は被害にあっているという意識はほとんどありません。しかし、口座から高金利の返済金が自動引き落としされるため、利用者の手元に生活費が残らず、借り入れを繰り返して借金が膨らむ可能性があります。質屋を装った高金利のヤミ金融の利用はやめましょう。

☆偽装質屋に関する相談先

【行田市の相談窓口】

行田市消費生活センター 556-1111

※平日午前9時30分～午後3時30分まで

【県の相談窓口】

埼玉県県民相談総合センター 048-830-7830

埼玉県消費生活支援センター 048-261-0999

【その他の相談窓口】

埼玉弁護士会法律相談センター 048-710-5666

埼玉司法書士会総合相談センター 048-838-7472